

【参考資料】

議案第37号 朝霞市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福祉部長寿はつらつ課

1. 改正理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、介護保険法(平成9年法律第123号)第59条第1項第1号並びに、第115条の24第1項及び2項の規定により、市の条例で定めることとされている。

この度、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成11年厚生省令第37号)が一部改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する。

2. 改正内容について

- ①担当職員の員数等に係る指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の規定の追加
- ②指定介護予防支援の具体的取扱指針に係る規定の追加
- ③重要事項の提示に係る規定の追加 など

3. 施行期日

この条例は令和6年4月1日から施行する。

担当

福祉部長寿はつらつ課介護保険係
電話 463-1719